

上智学院情報システムセキュリティ基本方針

制定 平成 29 年 6 月 1 日

学校法人上智学院(以下「本学院」という。)は、建学の理念と教育精神を実現するための重要な施策の一つとして、情報資産のセキュリティの確保を位置付け、本学院(学院が設置する中学・高等学校を除く)の構成員に情報システムセキュリティの重要性を十分意識させ、情報資産を適切に保護するとともに、広く情報社会の秩序維持に貢献するために、ここに情報システムセキュリティ基本方針(以下「基本方針」という。)を定める。

(基本方針)

第 1 条 本学院は、情報資産のセキュリティ確保を推進するため、次に掲げる事項を行うことを基本方針とする。

- (1) 本学院の情報資産に対する侵害阻止
- (2) 本学院及び学外の情報資産を損ねる加害行為の抑止
- (3) 本学院の情報資産の重要度による分類及び当該分類に適した情報資産の管理
- (4) 情報システムセキュリティに関する情報の取得支援
- (5) 法令の遵守及び情報システムセキュリティの確保並びに学問の自由・言論の自由・通信の秘密(プライバシー保護等)の堅持
- (6) 情報システムの変更、新たな脅威の発生等を踏まえた、情報システムセキュリティの評価及び更新

(情報システムセキュリティ運用基準)

第 2 条 本学院の情報システムは、円滑で効果的な情報流通を図るために、別に定める情報システムセキュリティ運用基準により、優れた秩序と安全性をもって安定的かつ効率的に運用され、全学に供されるものとする。

(利用者等の義務)

第 3 条 本学院の情報システムを利用する者及び運用業務に携わる者(以下「利用者等」という。)は、利用に際して情報システムセキュリティ基本方針及び情報システムセキュリティ運用基準、並びに別に定める遵守事項を守らなければならない。

(罰則)

第 4 条 基本方針に基づき定める規程等に違反した場合に利用者等に課す利用制限及び罰則は、就業規則及び本学院が設置する学校の学則その他本学院が定める規程に則って行うものとする。

(基本方針の改廃)

第 5 条 基本方針の改廃は、情報システム委員会の意見を徴し、本学院の定める手続きにより行う。

附 則

この基本方針は、2017 年(平成 29 年)6 月 1 日から施行する。